

平成30年第1回広尾町議会定例会 第1号

平成30年3月6日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 平成30年度町政執行方針
- 8 平成30年度教育行政執行方針
- 9 報告第2号 専決処分の報告について
- 10 報告第3号 専決処分の報告について
- 11 報告第4号 専決処分の報告について
- 12 報告第5号 専決処分の報告について
- 13 議案第12号 広尾町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 14 議案第13号 広尾町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第14号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第15号 広尾町企業立地促進等に係る同意集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第16号 広尾町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第17号 広尾町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第18号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第19号 広尾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第20号 広尾町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第21号 広尾町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第22号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第23号 広尾町観光案内所設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 25 議案第24号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第11号）について
- 26 議案第25号 平成29年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第5号）について
- 27 議案第26号 平成29年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について
- 28 議案第27号 平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）について
- 29 議案第28号 平成29年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 30 議案第29号 平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について
- 31 議案第30号 平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 32 議案第31号 平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について
- 33 議案第32号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）について

○出席議員（13名）

1番 浜 野 隆	2番 萬亀山 ちず子
3番 北 藤 利 通	4番 前 崎 茂
5番 志 村 國 昭	6番 山 谷 照 夫
7番 星 加 廣 保	8番 渡 辺 富久馬
9番 小 田 英 勝	10番 小 田 雅 二
11番 旗 手 恵 子	12番 浜 頭 勝
13番 堀 田 成 郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	道 淳 一
兼 出 納 室 長	道 淳 一
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 参 事	松 田 哲 典
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	長 田 吉 弘
企 画 課 長 補 佐	宝 泉 大

税 務 課 長	西 脇 秀 司
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美 子
兼 住 民 課 長 補 佐	村 上 洋 子
保 健 福 祉 課 長	山 崎 勝 彦
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 長	山 崎 勝 彦
保 健 福 祉 課 長 補 佐	佐 藤 清 美
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	菅 原 樹 美 恵
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 次 長	金 石 輝 義
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
兼 老 人 ホ ー ム 所 長	金 井 秀 司
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 井 秀 司
農 林 課 長	平 浩 則
兼 町 営 牧 場 長	平 浩 則
水 産 商 工 観 光 課 長	雄 谷 幸 裕
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	室 谷 直 宏
兼 建 設 課 長	小 川 浩 司
建 設 課 長 補 佐	北 藤 盛 通
建 設 課 長 補 佐	前 田 一 真
建 設 課 長 補 佐	寺 井 司
上 下 水 道 課 長	小 川 浩 司
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	小 川 浩 司
港 湾 課 長	森 谷 亨
国 保 病 院 事 務 長	今 井 啓 容
国 保 病 院 事 務 次 長	齊 藤 裕 美
国 保 病 院 事 務 次 長	渡 辺 將 人
兼 国 保 病 院 事 務 次 長	金 石 輝 義

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹 原 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 直 達 也
ひ ろ お 幼 稚 園 長	道 尚 子
社 会 教 育 課 長	保 志 悟
兼 海 洋 博 物 館 長	保 志 悟
社 会 教 育 課 長 補 佐	浜 頭 力

図 書 館 長 奥 村 京 子

〈選挙管理委員会〉

委 員 長 宮 脇 昭 道
併 書 記 長 白 石 晃 基

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員 大 林 忠
併 書 記 長 菅 原 康 博

〈公平委員会〉

委 員 長 木 下 利 夫
併 書 記 長 白 石 晃 基

〈農業委員会〉

会 長 今 村 弘 美
事 務 局 長 早 川 修

○出席事務局職員

事 務 局 長 菅 原 康 博
総 務 係 長 鎌 田 慎
総 務 係 主 事 林 菜々美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

1、議長（堀田） ただいまから、平成30年第1回広尾町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、萬亀山ちず子議員、8番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

3月1日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、本定例会に町長から報告4件、議案31件を受理しております。

また、議会から議案1件、意見書案3件、決議案1件を受理しております。

次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった関係者の出席を求めています。

次に、監査委員より平成29年11月から平成30年1月までの例月出納検査及び定例監査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

一般質問は5人の議員から通告があり、3月9日に行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果につきましては配付した報告書のとおりであります。

本件に対する委員会の報告は、本日6日から3月16日までの11日間とするものです。

お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日6日から16日までの11日間にしたいと思います。が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6日から3月16日までの11日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付してあります。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、旗手恵子議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（旗手） 総務常任委員会所管事務調査報告を行います。

平成29年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会の開催状況です。

（1）、開催日は、平成30年1月11日木曜日です。

（2）、開催場所は、議事堂議員控室です。

（3）から（5）までは記載のとおりです。省略をさせていただきます。

2、調査の内容です。

（1）、第7期広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画について。

介護保険事業計画は「3年を1期」として策定することとなっており、現在策定を進めている第7期計画は、平成30年度から平成32年度までを計画期間としている。

また、高齢者保健福祉計画は、長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉の構築に向けて目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現のために取り組むべき施策を明らかにするものである。

高齢者保健福祉計画に介護保険事業計画を包含することで、事業の円滑な実施と計画的な運営を図っている。

①、計画策定の基本方針です。

本町の高齢者施策は、第5次広尾町まちづくり推進総合計画の基本目標「住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を目指している。

高齢化の進展と多様化するニーズに対応できるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、高齢者や障がい者など、全ての町民が抱えるさまざまな分野での生活課題に対し地域全体で取り組む体制づくりを支援し、地域共生社会の実現を目指すこととしている。

団塊の世代が後期高齢者になる2025年及びピークを迎える2030年を見据え、計画を策定する。

②、計画の基本目標です。

8つの基本目標を定め、「自立支援・介護予防・重度化防止の推進」「認知症施策の推進」「医療・介護連携の強化」「積極的な社会参加と見守り・支え合いの推進」の4つを重点目標としている。

③、新たな基盤整備です。

平成30年度に小規模多機能型居宅介護1か所、平成31年度に認知症対応型共同生活介護（グルー

プホーム）１ユニット、平成32年度に地域密着型通所介護（小規模デイサービス）１か所が新たに事業開始される予定であり、在宅での生活に困難が生じている高齢者が、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう施設整備を行うものです。

④、介護給付費準備基金と保険料です。

基金保有額は、平成29年度末で5,292万2,000円、第７期計画の最終年度である平成32年度末では2,262万5,000円となり、計画期間中に3,029万7,000円減少する見込みであるが、第８期計画へ2,200万円を超える準備基金を繰り越せる見込みから、介護保険料については4,400円に据え置くということです。

主な質疑ですが、委員から、毎年、一般会計からの繰入金が増えていく計画となっているが、町財政が厳しい中大丈夫かと質疑があり、町からは、介護給付費、地域支援事業費に対して一定の割合で繰り入れるルールがあるため、介護給付費等が増加するとその分繰入金も増加する計画となっていると説明がありました。

また、委員から、高齢者は増える傾向にあるが、それに比例したサービス量が増加する計画とはなっておらず、保険料も据え置きとしている。国が行おうとしている生活援助サービスの制限につながらないのかと質疑があり、町からは、サービス制限は考えていない。給付が増加した分は、基金を取り崩すことで保険料に影響させないとの説明がありました。

次に、（２）、第２期広尾町障害者計画についてです。

①、計画の位置づけは、本計画は、障害者基本法に基づく基本計画と障害者総合支援法に基づく実施計画、児童福祉法に基づく障がい児支援に関する計画を一体的に策定し、第５次広尾町まちづくり推進総合計画の個別計画として、他の計画との整合性を図りながら定めるものである。

②、計画期間は、平成30年度から平成32年度までの３年間です。

③、計画の目標及び体系です。

「誰もが安心して暮らせる支えあいのまちづくり」を基本目標としている。

計画の体系は、「相談支援、福祉サービスの充実」「保健・医療の充実」「ライフステージにあった支援体制の充実」「安心・安全な生活環境の整備」「理解と交流の推進」の５つの施策分野にそれぞれ２つから３つの施策の方向を定めているというものでした。

以上です。

１、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第５ 産業常任委員会報告

１、議長（堀田） 日程第５、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、北藤利通議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（北藤） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

平成29年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

委員会の開催状況。

（1）、開催日、平成30年1月30日火曜日。

（2）、開催場所、議事堂議員控室でございます。

（3）から（5）は、記載のとおりでございます。

2、調査の内容。

（1）、エゾシカ被害及び捕獲の状況と有効活用の取り組みについて。

北海道がオソウシ牧場で実施している「エゾシカわな捕獲技術等向上事業」による囲いわな設置状況を視察調査した後、資料に基づき説明を受けた。

①、エゾシカについて。

ニホンジカの亜種であるエゾシカは、日本最大の野生草食動物である。

明治初期の大雪と乱獲により一時は絶滅寸前にまで生息数を減らしたが、禁猟、保護政策で種は維持され、雌は明け2歳で受胎可能という高い繁殖力と農耕地の拡大などによる生息環境の変化により、急速な増加と分布域を全道に拡大している。

結果、農林業被害や交通事故の増加など、人間社会へ深刻な影響を与えており、生息数の管理が急務となっている。

②、エゾシカ対策に関する法律の枠組み。

現在、環境省所管の「鳥獣保護法」、農林水産省所管の「鳥獣被害防止特措法」に加え、平成26年に制定された「北海道エゾシカ対策推進条例」があり、これらの制定趣旨を踏まえ、将来的にエゾシカと共存、共生できる地域社会を目指すことが重要となっている。

③、北海道におけるエゾシカ対策の現状。

平成28年度の北海道における推定生息数は、十勝からオホーツクの東部地域で19万頭、日高・宗谷・胆振などの西部地域で26万頭の計45万頭とされている（函館など道南地域は、調査を行っておらず、含まれていない）。

道の第4次管理計画（平成24年度から28年度までの5か年）では、38万頭以下に減少させる計画となっていたが達成されず、第5次管理計画で対策を強化としている。

④、広尾町におけるエゾシカ被害と捕獲等の現状。

広尾町鳥獣被害防止計画を策定した平成21年度以降の農林業被害は、平成24年度の約1億6,700万円をピークに減少し、平成28年度は約6,500万円となっている。

捕獲数は、平成26年度以降、有害鳥獣駆除、狩猟を合わせ約2,000頭強の高どまりで推移しているものの、十勝でも有数のエゾシカ生息地である本町においては、生息数が大きく減少していない現状である。

⑤、広尾町における今後の取り組み。

現在、道の事業としてオソウシ牧場で行われている囲いわなでの捕獲実績はゼロであるが、今後は学習能力の高いエゾシカの捕獲技術の研究、開発とあわせて出没数の多い場所で効果的な捕獲を推進していく。

また、駆除従事者の高齢化と減少が進む中、ハンターの役割や社会的な意義を町民に広く周知しながら、担い手の確保と育成についても、今後、重点化して検討する。

⑥、有効活用の取り組み。

適正な保護、生息数管理を進める一方、エゾシカを北海道固有の自然資源として有効活用し、将来にわたって地域産業の一つとすべく、北海道としても奨励している。

現在、本町で捕獲されたエゾシカの解体処理を手がける「ひろおジビエ」は平成28年10月に起業し、精肉と委託加工したソーセージなどの販売を行っており、ふるさと納税返礼品やホテルオークラ札幌で期間限定メニューの食材として採用されたほか、町内各イベントでの対面販売にも積極的に取り組むなど、徐々に認知度が高まっている。

(2)、陣屋大橋（仮称）の工事進捗状況と供用開始の見込みについて。

北海道が事業主体の工事現場を視察調査した後、資料に基づき説明を受けた。

①、平成29年度工事概要と進捗率。

本工事は、長さ87.4メートル、幅員12メートルの鋼製橋架254.9トンを既に完成している橋脚に設置し、橋梁を仕上げるものである。

この工事の完了により、事業全体の進捗率は86%となる。

②、平成30年度の工事概要。

橋梁舗装工事87.4メートル。中広尾側の路盤工、舗装工306メートルと西広尾道路側の盛り土工、路盤工、舗装工202メートル。この工事をもって、事業完了となる。

③、供用開始の見込み。

中広尾側の工事が早期着手可能であれば、平成30年10月に供用開始が見込まれるが、昆布漁と重なり粉じんなどの影響で工事が遅れることも予想される。12月にずれ込むことも考えられる。

主な質疑。

委員からは、橋の正式名称はどこが決めるのか。町からは、北海道から広尾町で決めてほしいとの要望を出された。

委員からは、現在の仮称「陣屋大橋」をそのまま正式名称としてもよいのではないかと。町としては、そのまま「陣屋大橋」としたいと考えており、最終的には北海道と協議して決めたいということでございます。

以上でございます。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 平成30年第1回広尾町議会定例会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目であります、広尾町公営住宅等長寿命化計画の見直しについてであります。

本計画につきましては、役場関係各課の課長、係長級職員及び十勝総合振興局建築住宅係職員で構成する策定委員会において検討し、成案の策定に至りましたので、報告をいたします。

広尾町公営住宅等長寿命化計画は、平成23年3月に策定し、公営住宅の計画的な改善事業や建て替え事業、また、維持管理などを推進し、良好な住宅の形成に努めようとする計画であります。

行政報告資料をお手元に配付しておりますので、資料でご説明をいたします。

まず、1ページから5ページについてであります。

広尾町の住宅等の概要と公営住宅等の状況を記載しております。全体の5割以上が耐用年数を経過し、野塚、豊似、音調津の団地で空き家が多くなっています。

続いて、6ページであります。

本計画の目的として、1つ目に、老朽化団地の建て替えなど、その更新を図っていくこと、2つ目には、比較的新しい耐火構造の団地について、適切な改善や修繕を行い、長期にわたって活用していくことを記載しています。

また、このページの下段に、本計画は今後10年間、平成39年度までとし、おおむね5年ごとに見直しをするとしています。

次に、事業の概要についてであります。

8ページの国の指針により示されているフローチャートに基づいて各団地の整備について検討したものが10ページでございます。左側に団地名、中ほどから10年間のプログラムを記載しております。

まず、中段より少し上の錦町団地についてであります、ピンクの色でお示しをした部分、1棟2戸であります、建て替え事業を平成31年に行うとともに、古い棟については解体をし、まだ居住者がいる棟につきましては、適宜修繕を行ってまいります。

次に、ピンクの部分であります、建て替えを位置づけているのが市街地の大空団地であり、後半に着手を想定しています。

また、公営住宅等全体として空き家が多くなっており、今後は人口減少によりさらに空き家が多くなることも考えられることから、適宜除却を行い、管理の効率化に努めてまいります。

なお、建て替え事業に当たりましては、12ページの四角内に示すように、良質かつ高齢化への配慮とともに、今後、管理面のコストも配慮したものとしていきたいとするものであります。

次に、2点目の第7期広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画の策定について報告をいたします。

本計画は、平成12年度から3か年を第1期として策定しており、本年度は平成27年度からの第6期計画の最終年に当たっております。平成30年度から32年度の第7期計画の策定に当たりましては、広尾町高齢者保健福祉計画並びに広尾町介護保険事業計画運営推進委員会において4回にわたりご審議をいただき、先日、答申をいただいたところであります。

第7期の計画では、今後3か年の高齢者人口の推計をもとに、さらには第6期計画の評価やニーズ調査等の結果を踏まえ、資料の8ページでありますけれども、米印にあります介護予防・重度化防止、認知症施策、医療・介護連携、見守り・支え合いを重点目標として位置づけ、住み慣れた地域で誰もが自分らしく住み続けられる町を目指し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを強化していく内容となっております。

また、第7期計画の介護保険料であります、28ページにそれぞれ表をつけてございますが、第5段階の基準月額4,400円、年額5万2,800円で、第5期から3期連続で同額のまま据え置きとしております。今後は、本計画に基づき、医療、保健、福祉、介護が連携し、高齢者の方が安心して暮らせる支え合いのまちづくりに努めてまいります。

次に、3点目の第2期広尾町障害者計画の策定についてであります。

本町における障がいのある方への福祉施策は、基本計画として障害者計画と実施計画の障害福祉計画の2つの計画を一体化した広尾町障害者計画を中心として、平成27年度から平成29年度までの3年間推進してまいりました。このたび、法律に基づき、さらに障がいがある児童のための実施計画である障害児福祉計画を盛り込み、3つの計画を一体化した第2期広尾町障害者計画として新たに平成30年度から32年度までの期間の策定を行うため、広尾町障害者計画策定委員会に諮問し、ご審議をいただき、先日、答申をいただいたところであります。

今回の第2期広尾町障害者計画は、平成30年度からの3か年間、本町における障がいのある方のための施策に関する基本的な方向を示す第4期広尾町障害者計画及び町の障害福祉サービスについて種類別に目標値を定める実施計画である第5期広尾町障害福祉計画並びに第1期広尾町障害児福祉計画の3つの計画を、町の上位計画や国、道の指針計画と調和を図りながら一体的に策定しております。

先般の計画策定委員会からは、本町の障がい福祉が一層充実することを希望すると加えた答申が出されております。今後は、本計画に基づき、障がいのある方がみずからの意思決定のもとに自立した生活形態や社会参加を選択できるよう、必要とするサービスが計画的に提供されるよう、さら

に努めてまいります。

次に、4点目の公用車の交通事故の報告であります。

今年の1月30日、広尾町西1条10丁目の路上におきまして、建設課職員の運転する除雪車両が排雪作業中、路面整正のため車両を後退させたところ、後ろに停車中の相手車両に接触し、フロントバンパー及びボンネット等に損害を与えたものであります。

なお、双方にこの事故によるけが人はありませんでした。

損害賠償の和解及び損害賠償の額に係る関係予算の専決処分につきましては、本議会に提出したいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

職員には作業を行う際、安全確認につきましては日ごろより指導を行っているところですが、一層の徹底を図るよう指導してまいります。このような事故が発生したことをおわび申し上げまして、報告とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、9日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第7 平成30年度町政執行方針

1、議長（堀田） 日程第7、平成30年度町政執行方針について説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 平成30年度の町政執行方針を申し上げます。

町政に臨む基本姿勢についてであります。

初めに、平成30年第1回広尾町議会定例会の開会に当たり、本年度の町政運営の所信を申し述べ、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

これまで私は、「地域の自立で豊かな暮らし」を理念に地方創生に向けて、地域を支える人づくり、産業の育成、子育て支援、地域間交流に取り組み、より元氣な町を築いていくことが使命であると思ひ、町政運営に傾注してきました。

今日、まちづくりの課題が多い中、徐々にではありますが、議会はじめ住民の皆様ののおかげで前に進むことができています。

本年は、広尾町が開町してから150年となる節目の年であります。

スローガンを「つくる、つなぐ。広尾町」といたしました。今日の本町を築き発展させてこられた先人の皆様のご苦労とご功績に敬意と感謝をもって引き継ぎ、それらを土台として、今を生きる私たちが豊かな町をつくり、次の世代へ広尾町の未来を引き継ぐスタートの年であります。記念事業を通じて歴史を振り返り、これからの広尾町を考える機会にしたいと思ひます。

今、人口減少対策をはじめとする地方創生が課題であります。

重点課題として、本町の経済を支える第1次産業、商工業、港湾の振興を図り町の活性化を進めてまいります。

ひろお保育園とひろお幼稚園の統合を進め、認定こども園を設置して、よりよい子育ての環境整備を図ってまいります。

また、高齢者が安心して暮らしていくために、介護サービスの担い手の確保が急務になっていることから、人材育成を図ってまいります。

人口減少、高齢化が急速に進む中、町立病院は地域医療の確保のため重要な役割を果たしていますが、経営状況の悪化により将来を見据えた町立病院の体制の見直しに取り組まなければなりません。住民の命を守るには病院の存続は不可欠でありますので、病院経営形態を見直し、事業経営の改革に取り組みます。

また、今年は、昨年策定した第5次行政改革大綱を本格的に実施していく年になります。本町を取り巻く状況は人口減少、少子化、高齢化、地方交付税削減等により非常に厳しく、この取り組みでは町民の皆様にご負担をお願いしなければなりませんので、ご理解とご協力をいただきながら、着実に進めてまいります。

このほか、町政全般にわたり総合的な施策の展開による人口減少対策など、本町における地方創生を推進してまいります。

平成30年度の予算編成に当たっては、財政の健全化へ向けた取り組みを基本に、住民生活に直結する事業を優先的に取り組むこととしました。

予算の概要についてであります。平成30年度の各会計予算案について、一般会計の歳入であります。町税全体で前年当初比0.5%減の8億8,340万5,000円を見込んでおります。

また、普通交付税につきましては、前年当初比4.7%減の30億5,100万円を見込んでおります。

歳出につきましては、人口減少対策や子育て支援などを中心とした施策に取り組んでまいります。

平成30年度当初予算額は、豊似小学校改築事業に伴い、前年度当初予算と比べ3.2%増の75億6,200万円となっております。

また、7つの特別会計の総額は、26億3,440万円で12.4%の減、病院事業会計は、9億6,038万6,000円で3.6%の減、水道事業会計は、2億1,954万円で14.5%の減となり、総額は、113億7,632万6,000円で、前年当初予算と比べ1.8%の減となるものであります。

続きまして、主要施策の展開についてであります。

1つ目が「活力が湧き出るまち」であります。

(1)、水産業の振興についてであります。

水産業が基幹産業となっている本町にとって、漁業生産は町内関連産業を促進し、町内経済の活力に大きな役割を果たしております。昨年は本町の主要漁業であります秋サケ定置網漁の不漁の中、総取扱高が微増したものの魚価や消費の低迷などにより依然厳しい経営環境が続いております。

このような中、安定した漁業経営を目指すべく、漁協や関係機関と連携を密にして、サケのふ化放流、ウニや昆布など沿岸漁業資源の安定増大に向けた事業や販路拡大の取り組みに引き続き支援してまいります。

稚魚放流の効果があらわれてきているマツカワについては、北海道栽培漁業振興公社から稚魚の購入により、引き続き5万尾体制による中間育成放流事業を管内4町3単協が連携して実施してまいります。

さらに、漁業経営の安定及び漁業施設災害復旧に係る各資金の利子補給等について引き続き実施してまいります。

(2)の農業の振興についてであります。

農業・農村を取り巻く情勢は、TPPなど国際間の重要課題を背景に、依然、先行きが不透明な状況にあります。

本町の農業においては、規模拡大に伴う家族経営の限界、離農や新規就農者の減少などの課題を抱えておりますが、ロボット技術やICTといった最先端の技術が農業分野においても活用され、生産性や効率性の向上、労働の軽減等に取り組んでいるところです。

農業担い手の育成と農地の集積については、継続的で力強い農業実現のために、引き続き、関係機関とともに後継者を含めた新規就農者の支援や、就農フェアなどに積極的に取り組んでまいります。

また、基本となる担い手や農地に関する「人・農地プラン」について、適宜見直しを行うとともに、農地中間管理事業を効率的に活用しながら、農地の集積を推進してまいります。

新たには、家畜排せつ物の管理に係る課題の解決と、資源の地域内循環を生み出す効果を期待し、農協営による「家畜ふん尿バイオマス導入調査事業」を支援してまいります。

平成27年度から法制化された日本型直接支払制度については、引き続き、中山間地域等直接支払交付金を活用し、広尾集落組織を中心に関係機関・団体との連携を強化し、積極的に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策については、「鳥獣被害防止計画」に基づき、鳥獣被害防止対策協議会と連携して、農林業被害や人的被害の防止のため、効果的な駆除を一層強化してまいります。

また、駆除従事者の確保と負担軽減のため、引き続き、駆除に要する経費の一部を支援するとともに、エゾシカの食品としての活用を促進するため、有効利用に係る捕獲技術や加工品の流通の円滑化、需要開拓の取り組みなど、ジビエの普及とブランド化を推進してまいります。

町営牧場については、草地の適正管理に努めながら、利用の実態を踏まえた預託機能のあり方について、農協や利用者互助会と協議し、対策を検討してまいります。

家畜伝染病対策については、家畜自衛防疫推進協議会を中心に、関係機関・団体と連携し、侵入防止に向けた取り組みを進めます。

町内で発生している牛のヨーネ病については、清浄化に向け、一層の浄化対策に努めてまいります。

今後も、農協をはじめ、関係機関と連携を図りながら、農業の持続的発展を支える取り組みを行ってまいります。

次に、林業の振興についてであります。

林業については、近年、木材市況が堅調に推移しているところですが、一昨年の暴風被害で、町

内の各地で森林被害が多数発生し、森林の多面的な機能の低下が懸念されています。

こうした懸念を払拭し、健全な森林を育成していくため、国や道、森林組合と連携を図りながら、「造林推進事業」や「除間伐推進事業」などを引き続き実施し、民有林の振興に努めるとともに、町有林の復旧整備事業を着実に進めてまいります。

Jークレジットについては、森林を活用したカーボン・オフセットを推進するため、保有しているクレジットを有効に活用できるよう、引き続き、パートナー協定機関や団体等と連携し、販売促進に努めてまいります。

次に、十勝港の利活用についてであります。

十勝管内唯一の重要港湾である「十勝港」は、日本有数の食糧基地を背後圏に持ち、農業をはじめとした流通拠点港として、また、漁業水産基地として、その役割は非常に大きなものとなっています。昨年の外国貿易額は、132億9,500万円と7年連続で100億円を上回り、地域産業の発展に大きく寄与していくことが期待されています。

今後も飼料コンビナート関連企業や農業関連企業等の誘致に取り組むとともに、クルーズ船の寄港など港の有効利用を図る取り組みを展開してまいります。

また、港湾施設の安全利用については、維持管理計画に基づく点検診断を実施してまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

商工業は、景気回復が見込まれている中、地方の小規模事業者においては景気回復の実感が薄いのが実情ですが、雇用機会の提供など、地域振興の担い手として、地域経済に大きな役割を果たしています。

引き続き町融資制度の利子補給や保証料の補填を実施するほか、商工会が取り組む経営改善普及事業や地域振興事業に支援してまいります。

また、新たに起業を目指す創業者等に対しての支援や住宅リフォーム支援事業を継続して実施してまいります。

次に、観光振興とサンタランドについてであります。

札幌圏と十勝圏を結ぶ高速道路網の整備が進み、十勝への観光客の入り込みが増加する中、十勝観光連盟をはじめ広尾町観光協会、四町広域宣伝協議会、日高東部・十勝南部広域連携推進協議会などと地域間連携を強化しながら、地域の観光資源を生かした広域観光を目指してまいります。

十勝港まつりをはじめとするイベントの実施、物産展等への出店、バスツアー誘致に向けた取り組みを行い交流人口の拡大を目指してまいります。

サンタランド事業については、引き続き大丸山森林公園を中心にイルミネーションの充実を図り、花畑整備など一層魅力あるサンタランドとしての景観づくりを進め、通年で観光客を誘導できるよう情報発信をしてまいります。

さらに、サンタメールをはじめ、サンタランド活性化の取り組みを、地域を交えて進めるとともに、「子どもの夢を応援するプロジェクト」を推進してまいります。

大きな2番目の「幸せを感じるまち」であります。

1つ目は、高齢者、障がい者福祉と介護サービスについてであります。

高齢者や障がい者などの制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や多様な機関が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや、人と人、人と資源が「丸ごと」つながる総合相談支援の体制整備といった「地域共生社会（我が事・丸ごとの地域づくり）」の推進が、より一層重要となっております。

住民の誰もが生きがいを持ち自分らしく暮らし続けられる支え合いのまちづくりを目指し、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んでまいります。

コミュニティソーシャルワーカーを継続して配置し、地域の困り事への対応や互助の支え合い体制づくりなどの支援体制の充実を図り地域福祉を推進してまいります。

また、住民の自主的な活動の支援や育成を担うボランティアセンター事業や認知症や精神障害、知的障害があっても地域で安心して生活することができる体制を構築するための成年後見あんしんセンター事業を継続して推進してまいります。

障がい者が社会の一員として尊重され、みずからの意思に基づき地域の社会活動に参加し、自立して暮らせる「共生社会」の推進が求められております。そのために、障害者差別の解消や虐待の防止に向けた体制づくりや情報提供、障害への理解などの取り組みを実施してまいります。

高齢化が進展する中、地域で開催運営している「いきいき百歳体操」の普及や介護予防事業を継続し主体的に介護予防に取り組む高齢者の増加を目指すとともに、リハビリ等の専門職が地域に向いて行う介護予防教室の充実を図り、心身の活動機能の低下により要介護状態に近づくこと（フレイル）を予防し、重度化防止に努めてまいります。

また、生活支援コーディネーターを継続して配置し、交流サロン活動のほか、さまざまな担い手による生活支援の構築を目指して生活支援体制推進事業を実施してまいります。

さらに、高齢者の方が適切な医療・介護サービスを安心して受けられるよう相談支援体制の充実と、今年度新たに開設予定の介護サービス事務所も含め多職種協働による医療・介護連携の推進に努めてまいります。

今後も増加が見込まれる認知症に関しては、認知症サポーター養成講座の開催や状態に応じた支援対策を講じてまいります。

継続した介護サービスの提供が行われるよう、サービスの担い手を育成するために介護職員初任者研修を開催し、介護人材の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

養護老人ホーム並びに特別養護老人ホームの運営につきましては、入所者の自主的な活動を支援する体制を確立し、入所者が生きがいを持ち、日々穏やかな生活が送れるよう、地域住民やボランティアの協力をいただきながら、入所者の介護ニーズを尊重した、施設サービスの創意工夫、充実により一層努めてまいります。

次に、子育て支援についてであります。

少子高齢化、核家族化が進む中で、子どもを取り巻く社会環境の変化に伴い、子育て支援のニーズも多様化しております。

よりよい子育て環境の整備として、ひろお保育園の保育室を増築し、ひろお保育園の認定こども園への移行を進め、子どもの成長に応じた細やかな子育て支援を実施してまいります。

また、多子世帯の負担軽減を図るため、第3子以降の保育料無償化の継続、3歳未満の第2子の一部にも無償化を継続して実施してまいります。

少子化対策として、安心して出産するために、妊婦健診費用の助成にあわせて、通院費や産後の母子健診費の助成を継続して実施してまいります。

特定不妊治療費や新たに不育症治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ってまいります。

乳幼児などの疾病の早期診断、治療の推進及び子育て世帯の負担軽減を図るため、中学生までの医療費助成を継続実施し、子育て支援、人口減少対策としての定住促進を推進し、子どもたちの保健・医療と福祉の増進を図ってまいります。

次に、健康づくりについてであります。

町民の健康を保持増進するため、健康教育、健康相談、家庭訪問などを積極的に実施してまいります。

食生活サポーターを養成し、地産地消の普及とともに「食で元気なまちづくり」を目指してまいります。

歯と口の健康を守るために、口腔ケア事業を実施し、子どもから高齢者まで一貫した支援をすることで、生活習慣病予防につながる取り組みを進めてまいります。

また、感染症予防事業として、乳幼児の定期予防接種やインフルエンザ予防接種費用の助成を継続してまいります。

次に、医療体制についてであります。

町立病院は、患者数の減少などにより経営状況が悪化しておりますが、入院病床を有し、夜間・休日を含む24時間・365日救急患者に対応する医療機関として、将来にわたり継続的に運営できるよう経営形態の見直しを進めてまいります。

また、管内総合病院や専門病院との連携をより一層強め、救急患者の対応や専門外来の実施を行ってまいります。

国においては、在宅で療養されている方の住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めております。町立病院は今後、在宅で療養されている方々への対応を関係部署と連携を図りながら強化し、安心して生活してもらえるシステムを構築するよう努めてまいります。

次に、国民健康保険・後期高齢者医療についてであります。

国民健康保険は平成30年度から、北海道が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、市町村とともに制度を安定化させます。

本町は、地域住民と身近な関係の中、保険給付・保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担い、地域医療の確保と町民の健康の保持増進に努めてまいります。あわせて国民健康保険税の収納向上に努めてまいります。

また、第3期特定健康診査等実施計画に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、「特定健診」を実施するとともに、その結果に基づき、個々の生活スタイルに応じた特定保健指導を実施し、生活習慣病予防及び疾患の重症化予防に取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、社会保障制度をめぐる動向に十分留意しながら、高齢者の皆様が安心して必要な医療が受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら円滑な制度の運用と適正な執行に努めてまいります。

3番目の「いきいきと輝くまち」についてであります。

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、首都圏への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある社会を維持していくことが課題となっています。

平成28年に策定した「広尾町総合戦略」で掲げている4つの政策分野について、引き続き具体的な施策を推進してまいります。

移住・定住対策として、都市部との交流人口の拡大や地域活性化を図るため、農山漁村ホームステイ事業を継続して実施してまいります。

地方創生に向けた施策を進めるため、ふるさと納税のPR活動を強化し、寄附金を活用して行った事業の公表や返礼品の充実などで、本町の魅力を広く発信してまいります。

これからの子どもたちには、急激に変化する社会を生き抜く上で、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成が必要であります。

これらの活動を進めていくに当たっては、学校・家庭・地域・教育委員会が連携・協働し、「広尾の子は広尾で育てる」をテーマに取り組みを進めていかなければなりません。

児童生徒の学習・生活の場でもあり、地域コミュニティの拠点である学校施設については、耐震安全性が求められている豊似小学校校舎の改築工事が平成30年12月に完成し、子どもたちは、翌年1月より安全・安心な環境で学習に臨むことができます。

今後も教育政策推進のため、基盤整備に取り組んでまいります。

広尾高校の存続につきましても、広尾高校支援策などをPRするチラシの配布範囲を拡大し、南十勝各町村、帯広市南部や日高方面へ配布するなど、広尾高校の魅力を広く発信してまいります。

下宿費や遠距離通学費助成などの周知とあわせて、広尾高校存続に向け「広尾高等学校存続対策協議会」と連携し、町民一丸となって取り組んでまいります。

また、来年度の実施に向け、本町においてもコミュニティ・スクールの導入を図り、家庭や地域を巻き込んでの魅力ある学校づくりだけでなく、学校を拠点とした地域づくりも進めてまいります。

さらに、町民一人一人が活躍していくための学びの継続が、生涯にわたって、あらゆる機会や場において継続して学び続けていくことができ、生きがいのある豊かな人生を送ることができる環境づくりのため、生涯学習推進体制の充実を図ります。

次に、大きな4点目の「安心して暮らせるまち」であります。

1つ目の町民の安全・安心についてであります。

防災対策については、暴風による長時間停電に対応するため、北海道電力(株)に要望していた送電線の2回線化工事は、昨年12月に架線工事が完了し、本年12月に運用開始となる見込みであります。

また、台風被害に対し、引き続き流木撤去を国や道に支援を要請します。

さらに、広尾町災害時備蓄計画に基づき、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を備蓄するなど万全の対策を講じてまいります。

また、本年は、地域の防災体制の確立と住民の防災意識の高揚を図るため、総合防災訓練を実施するとともに、引き続き自主防災組織の設立や育成支援を進め、自助・共助・公助の体制の確立を目指してまいります。

町民の皆様が日常生活を送る上で安全と安心を享受するためには、交通安全や犯罪などに対する備えは欠くことができません。

交通安全については、交通事故抑止を目指し、「デイライト運動」の普及に努め、幼児から高齢者まで各世代に即した交通安全啓発をはじめとした活動に関係機関、団体等との連携を図りながら取り組み、より一層の交通事故防止に努めてまいります。

防犯については、犯罪を未然に防ぐため防犯カメラを設置し、安全で安心して暮らせる町を目指し、警察署と連携した住民への必要な情報提供、町内会や関係機関と連携した防犯対策などに取り組み、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

消防に関しましては、消防団活動への支援及び団員の養成に努めるとともに、消防施設についても管理・補修を適切に実施し、地域の消防力の維持を図ってまいります。

2つ目の循環型社会に対応した環境衛生についてであります。

環境衛生対策については、町民の理解と協力を得ながら、ごみの減量化と資源リサイクルを推進するとともに、資源循環型社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、ごみの不法投棄対策やペットの適切な飼育管理については、関係機関・団体等と連携を強化しながら、町民意識の高揚を図り、清潔で住みよいまちづくりに努めてまいります。

適切な管理が行われていない空き家等については、個別の状況・事情を把握し指導・助言等を行い、生活環境の保全を図るための措置と空き家等の利活用の促進に努めてまいります。

3つ目の消費者保護対策についてであります。

消費者の安全・安心に向けた動きが加速する一方で、悪質商法、特殊詐欺、インターネット取引でのトラブルなど、巧妙化する犯罪行為が後を絶たない状況にあります。

消費者トラブルから町民を守るため、防災行政無線、町広報誌を活用し、注意を呼びかけるとともに、パンフレットの配布、消費生活相談窓口の維持や関係機関との連携により、消費者被害の未然防止に努めてまいります。

4点目の快適な道路と住宅環境についてであります。

町道の維持補修や道路整備については、生活環境の向上を図るため、計画的に実施してまいります。

また、橋りょうの長寿命化を図るため、点検及び補修工事を実施してまいります。

除雪については、町民の生活に支障のないよう迅速丁寧かつ効率的な除雪に努めてまいります。

公営住宅の整備については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、錦町公営住宅の建て替え事業を継続して実施してまいります。

既存の公営住宅については、適切な維持管理を実施し、住宅環境の保全・充実に努めてまいります。

す。

5点目の上下水道の整備についてであります。

上水道事業については、老朽配水管の計画的な整備・改良を実施するため、管網整備計画を作成し、水道施設の適正な維持更新に努めるとともに、有効期間が満了となる量水器の更新を実施してまいります。

また、道道音調津陣屋線橋りょう工事に合わせて、中広尾地区に上水を供給してまいります。

簡易水道事業及び簡易給水事業については、老朽化した水道設備の計画的な更新・整備と量水器の更新を引き続き実施し、水道施設の効率的な維持管理と水道水の安定供給に一層努めてまいります。

公共下水道事業については、終末処理場の長寿命化計画に基づき、機械設備の計画的な更新・改修を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、下水道未整備地域における生活環境改善のため、合併処理浄化槽の普及に取り組んでまいります。

6点目のバス路線の維持についてであります。

近年、「帯広・広尾間」については、利用者の減少に加え、国の補助制度の見直しに伴い、沿線自治体の費用負担が増加しております。地域住民の意見なども参考にしながら、バス利用者の増加につなげる対策等を沿線市町村で構成する協議会において、協議してまいります。

「広尾・庶野間」につきましては、委託業務が単年度契約となり、今後の運行について、広尾町、えりも町、ＪＲ北海道バス（株）の３者で協議してまいります。

また、札幌市と直結する都市間バス「高速ひろおサント号」の役割と効果は大きく、今後も継続運行に向け、利用者の増加に努めてまいります。

7点目の高規格幹線道路の整備促進についてであります。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道「大樹・広尾間」は、広尾市街まで全線新設、忠類大樹・豊似間が事業決定しております。今年度は、詳細な設計と現地の測量が行われます。

今後も期成会を中心に、豊似・広尾間の新規事業化と、一日も早い全線開通を目指し、要請活動を行ってまいります。

大きな5点目であります。「みんなで創るまち」であります。

1点目の協働のまちづくり・将来を担うひとづくりについてであります。

将来にわたって、町民一人一人が活力を持って生活し、安全・安心な暮らしができる地域社会づくりが必要となっています。

そのため、地域コミュニティ活動の中核となる町内会連合会やボランティア団体などを支援するとともに、行政と町民が「共に考え、共に行動する」協働のまちづくりを推進してまいります。

社会環境の変化、価値観の多様化などにより、子育て、青少年健全育成、防災、環境、福祉、教育など各分野において多様な町民ニーズに対応するため、積極的な情報提供を行うとともに、町民からの情報や提案、地域課題などを受けとめ、施策への反映に努めてまいります。

「第5次広尾町まちづくり推進総合計画」の最終年が平成32年のため、本年度から「第6次広尾

町まちづくり推進総合計画」の策定に向けた取り組みを進めてまいります。

また、まちづくりへの町民参加を促進し、自主的に行う「まちづくり活動団体」に対し、「まちづくり活動支援事業交付金制度」を継続実施してまいります。

さらに、わかりやすい広報誌づくりの推進やホームページの充実を図り、地域の魅力のPRから身近な情報まで情報発信に努めてまいります。

人口減少と少子高齢化に直面している中、地域力の維持・強化を図るための担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっています。

そのため、昨年スタートした人材育成事業「第2期ひろお未来塾」を引き続き開講し、将来のまちづくりリーダーの育成に努めてまいります。

また、「広尾町活き生きプロジェクト」として「町民ワークショップ」「移住定住」「ひろおフォーラム」「広尾ブランド化の推進」について、地域おこし協力隊員を活用し、取り組んでまいります。

2つ目の効率的な財政運営についてであります。

人口減少、少子高齢化が続く中、地方財政を取り巻く環境は、税収の伸び悩みや地方交付税の減少など依然として厳しい状況が続いています。

このような中、本町の平成29年度末の町債残高については、全会計を合わせ、約162億円と高い水準にあります。

また、財政収支の見通しは、さらに厳しい状況が予想されます。

平成30年度は、策定した第5次行政改革大綱を踏まえた行政執行による財政運営の効率化を図り、安定した財政運営を続けていくため、健全で持続可能な財政基盤の確立に、引き続き努めてまいります。

3点目の広域行政についてであります。

持続的に活力ある地域づくりを図るには、市町村が行政サービスの提供や地域活性化の取り組みを広域的に推進していく必要があります。

十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合は平成30年4月に統合いたします。

また、ごみの共同処理につきましては、南十勝複合事務組合において今後の方針を検討してまいります。

十勝に暮らす住民の豊かな生活の確保とさらなる発展と魅力の向上を図るため、「定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、市町村の枠組みを越えた行政需要に対応すべく、住民の視点に立った行政運営を推進してまいります。

4点目の教育委員会との連携についてであります。

平成27年度、総合教育会議において策定した「広尾町教育大綱」を柱に、学校教育、社会教育の充実と広尾高校存続に向け、教育委員会とさらなる連携を図ってまいります。

以上、平成30年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

今日の地方を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあり、これからも続くことが予想されますが、この難局を町民の皆様とともに乗り越え、「地域の自立で豊かな暮らしを目指して」という強い信念のもと、広尾町の未来に向けて、全力で取り組んでまいります。

議員の皆様、町民の皆様の一層のご理解とご支援を心からお願いを申し上げます。
以上、平成30年度の町政執行方針とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- 1、議長（堀田） 以上で、町政執行方針を終わります。
休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

再開します。

◎日程第8 平成30年度教育行政執行方針

- 1、議長（堀田） 日程第8、平成30年度教育行政執行方針について説明を求めます。
笹原教育長、登壇願います。

- 1、教育長（笹原） 平成30年第1回定例会の開会に当たり、広尾町教育行政の執行に関する基本的な方針を申し上げます。

初めに、今後、急激な社会・産業構造の変化が予想される中、将来が展望しにくい状況下において、子どもたちは、新しい社会に適応する力だけではなく、夢や自信、未知なる可能性に挑戦する心を持つことが重要です。

そのためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成の上に成り立つ、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、現代社会の課題を解決し、新たな価値観と行動を生み出していく力を育むことが大切です。

予測困難な変化の激しい社会を生きる上では、主体的に社会にかかわり、将来をつくり出すことができるような人材の育成を目指していかなければなりません。

現在、地方教育行政法の改正により、各教育委員会に対して学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置が努力義務とされており、その導入が求められています。

本町においても、平成31年4月からの導入に向け、町民説明会や熟議を開催しているところです。この制度を通して、学校や家庭、地域がそれぞれの分野で責任を認識した上で学校運営へ参画し、連携と協働を深めていくことが大切です。

また、町民一人一人が、生涯学び、活躍できる環境を整えるため、出前講座や自主講座をはじめとする学習の機会や、社会教育・スポーツ団体への支援を充実していかなければなりません。社会人や高齢者の学び直しやライフステージに応じたスポーツ活動を支援するなど、学びを通じた地域づくりを推進することが重要です。

教育委員会といたしましては、これまでの取り組みや成果、課題を検証し、家庭教育、学校教育、社会教育を融合させながら、関係機関や各団体との連携をさらに進め、教育行政の推進に努めてま

います。

初めに、学校教育関係でございます。

これからの子どもたちには、激しく変化する社会を生き抜くために、幅広い知識や教養、柔軟な思考力が必要であるとともに、他者と協働する能力も求められています。

これらを育むために、学校や家庭、地域、教育委員会、各関係機関が連携し、地域内外の多様な人々と協働の取り組みを図っていかねばなりません。

基礎・基本的な知識の定着には、個に応じたきめ細かな生活・学習指導と規律ある生活習慣の定着が大切であることから、引き続き小・中学校に教員補助員を8名配置するとともに、中学校に教科指導助手2名を配置し、指導の充実を図ってまいります。

また、長期休業中や放課後の時間には、これらの教員を活用した補充的な学習を行っており、さらなる学力向上に取り組んでまいります。

平成29年度に行われた全国学力・学習状況調査では、小学校、中学校ともに基本的な教科項目において学力下位層の底上げが図られたものの、応用項目では小学校、中学校ともに全国平均を下回っている現状にあり、引き続きほっかいどう学力向上推進事業「授業改善等支援事業」等を活用して、全体的な学力を伸ばす取り組みを進めてまいります。

I C Tの教育活用では、全小中学校に教科書と連携したクラウド教材とタブレットを導入し、その相乗効果を高めてまいります。加えて、平成28年度に更新した校務用及び児童生徒用パソコン機器について、さらなる効果的活用を図るとともに、情報セキュリティの対策と向上を図ってまいります。

近年、さまざまな痛ましい事件やネット等における社会問題が多発している中で、子どもたちには多様な価値観の共有と他者を尊重する態度など、道徳的価値観の形成を養っていかねばなりません。

今後、「道徳」の教科化に伴い、ボランティア教育等の充実を図るとともに、いじめを防止する学校の体制づくりをさらに進めてまいります。

また、ネット上のいじめや有害情報が新たな社会問題となっていることから、パンフレットを配付しネット等の利用マナーや情報モラルの指導、家庭でのルールづくり、ネットパトロールなど、学校はもとより関係機関とも連携しながら、ネットトラブルの防止と対応に万全を期してまいります。

困り事を抱えている子どもたちへは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用も図りながら、生徒指導体制と教育相談体制の充実に努めてまいります。

健やかな体の育成については、全国体力テストの結果を踏まえ、学校体育の充実や少年団、部活動の参加促進による体力・運動能力の向上を図るほか、健康対策の一環としてフッ化物洗口による虫歯の予防と、平成25年度に町が作成した食育推進計画による望ましい食習慣の形成等を通して、心身ともに豊かな健康の保持増進を図ってまいります。

国際理解教育については、これからのグローバル社会において主体的に生きていくために、英語指導助手の活用も図りながら、外国語学習活動を通して必要となるコミュニケーション能力の育成

に取り組んでまいります。

また、中学生の海外研修派遣を継続し、外国での異文化交流を通じて国際的視野を持つ人材の育成を推進してまいります。

特別支援教育については、子どもの能力や可能性を伸ばし、自立し社会参加が図られるよう、幼・保・小・中・高の連携による支援体制と子どもの特性に応じた支援方法の工夫・改善に努めるとともに、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を推進してまいります。

教職員の資質向上については、研修への積極的な参加を促進するとともに、研さん機会の拡充に努め、子どもたちや保護者に信頼される学校づくりに意を注いでまいります。

また、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、学校における働き方改革を主体的に進めてまいります。

長崎県西海市との姉妹市町交流事業については、平成30年度は小学生10名を西海市に派遣する計画であり、相互交流のさらなる発展を目指してまいります。

中高一貫教育は「地域の教育力を結集し、広尾の子どもは広尾で育てる」を基本理念に、今後も地域の理解と協力により、そのメリットを最大限に生かした教育を展開し、生徒の進路実現を支援してまいります。

また、小・中学校間の連携についても、その取り組みをさらに進め、将来的にはコミュニティ・スクール制度を主体とした小・中・高の12年間を見通した指導計画や教育体制の構築に取り組んでまいります。

学校は、子どもたちの学習・生活の場であると同時に、地震等の災害時には地域の避難施設として重要な役割を担っています。本町の学校施設で唯一耐震性がなく、平成29年度に改築工事に着手した豊似小学校校舎については、平成30年度の完成を目指し着実に工事を進めてまいります。

その他、安全・安心な教育環境確保のため、今後も引き続き施設の改修と適切な維持管理に努めてまいります。

学校の再編につきましては、平成29年度より2小1中体制を確立したところであり、引き続き子どもたちの学習環境を整えるべく、小学校間の連携促進や、学校、PTA、地域の皆様とも協力して、支援を図ってまいります。

幼稚園教育については、幼児期の特性を踏まえ、一人一人の興味や関心を生かしながら園児の主体的な活動を促し、発達段階に即した指導と、遊びから生まれる思考力や規範意識、人とかかわりなど、幼児期に身につけるべき生きる力の基礎づくりを進めてまいります。

また、平成30年度には、かねてからの地域要望に対応し3歳児保育を行います。幼児期から集団生活を経験することにより、基本的生活習慣を定着させ、協調性や社会性を身につけさせることができるよう支援をしてまいります。

さらに、子育て支援をより一層充実させるため、「ひろお保育園」と「ひろお幼稚園」の統合による「広尾町認定こども園」の平成31年度開設に向けた準備を町部局とともに進めてまいります。

学校給食については、心身の健全な発達に必要な栄養バランスのとれた給食を提供し、健康の増進、体力の向上を図るとともに、栄養教諭指導のもと、さらなる食育の推進に努めてまいります。

また、施設面では老朽化した設備等を計画的に更新し、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

平成27年度に開始しました広尾高校への給食提供は、生徒、保護者からも好評であり、引き続き行っております。

次に、社会教育関係についてでございます。

社会教育においては、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応していくことを目的に、学校、家庭、地域が連携・協働する新たな仕組みであるコミュニティ・スクールを平成31年度から導入するため、地域おこし協力隊員をコーディネーターとして配置し、平成30年度中に推進体制を確立してまいります。

これにより、家庭、学校、地域が結びつきを深め、地域の教育力を生かしながら、連携した事業の取り組みに努めてまいります。

また、人口減少の進行など社会が大きく変化する中、町民一人一人が潤いのある健康で心豊かな生活を送るためには、生涯を通じ積極的に学び、その成果を生かせる環境をつくることが重要です。

このため、広尾町生涯学習推進計画に沿って、生涯学習の推進を図る取り組みをより一層進めるとともに、さまざまな学習機会を提供する各種講座を開催し、町民の学習機会の拡充を図っております。

平成30年度は、広尾町150年記念事業として、6月から11月の間に6回程度、さまざまな音楽イベントを開催し、今後の地域活性化につなげていけるよう取り組んでまいります。

芸術・文化関係のサークル活動については、活動を通じて人材育成を図るとともに、地域や分野、年齢などを越えた団体間の交流と連携を図りながら、活動の活発化に向け支援してまいります。

「広尾サンタランド・ジャズスクール」については、町の文化振興はもとより、青少年の健全育成、さらには地域活性化にもつながる取り組みとして、支援を継続してまいります。

野塚公民館・音調津総合センターについては、地域の文化・交流活動の拠点施設として、利便性の向上を図りながら適正管理に努めるとともに、音調津総合センターについては、施設の利用環境の向上を図るため、調理室の換気扇設置工事を実施してまいります。

郷土の歴史や伝統文化の継承の役割を持つ博物館等については、その活用と効率的な運営を図るため、新たなパンフレットを作成し、多くの方々に来館していただくことができるよう努めてまいります。また、歴史遺跡の研究と保護・保存にも努めてまいります。

青少年の健全育成については、次世代を担う青少年の健全育成を引き続き図っております。

放課後児童の健全育成については、放課後児童クラブ（つつじ児童会）を活用し、引き続き推進してまいります。

国際交流については、国際化が進展し、外国の歴史や文化を理解することが大切となっており、「じかに異文化に触れ、交流する」ことを基本に高校生の海外研修派遣事業を継続実施するとともに、幼児教育におけるコミュニケーション能力育成の一環として実施している英会話教室を継続してまいります。

シーサイドパーク内のオオバナノエンレイソウについては、群生地区における植物の生息環境調

査を引き続き実施し、保全活動を行うとともに、北海道大学の協力のもと、資料収集・整理を続けてまいります。

青少年活動の場であります勤労青少年ホームについては、安全に施設を利用していただけるよう、適正管理に努めてまいります。

スポーツ振興については、町民一人一人が気軽にスポーツ活動に参加し、みずから健康保持及び増進のために生涯にわたりスポーツに親しむ環境の整備を図るとともに、体育連盟やスポーツ少年団などの関係団体や地域と連携し、スポーツ振興に努めてまいります。

体育施設については、勤労者体育センター体育館のトイレを簡易水洗化する改修を行い、利用環境向上のための整備を図ってまいります。

また、他の施設についても、利用者のニーズに応えるべく適正管理に努めてまいります。

図書館については、子どもたちの読書環境づくりをより一層推進するため、「広尾町子どもの読書活動推進計画」を策定してまいります。

計画的な資料の整備とサービスの向上を念頭に、読書サークルの育成、子育て支援のための「ブックスタート」「読み聞かせ」「おはなし会」など、ボランティア団体の協力を得ながら継続して取り組むとともに、広尾町150年記念事業として、読書等にかかわるサークルと連携して、「図書館まつり」を開催してまいります。

今後も、移動図書館車の活用や広域連携を進めながら、幼児から高齢者まで全ての町民が気軽に利用でき、親しまれる図書館として、読書活動の推進と普及に努めてまいります。

児童福祉会館については、バルコニーの防水改修を実施し、施設の適正管理に努めるとともに、身体の不自由な方や高齢者等に優しい施設として利便性を図り、社会教育関係団体及び図書館サークル等の活動支援を実施してまいります。

以上、平成30年度の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましても、平成27年度に設置された総合教育会議において、町長部局との緊密な連携のもと、広尾高校の存続に努めるとともに、将来の広尾を担う子どもたちの教育環境の向上と、学校教育並びに社会教育のより一層の充実に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政執行方針を終わります。

ただいまの町政執行方針及び教育行政執行方針に対する質問は、9日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第9 報告第2号～日程第12 報告第5号

1、議長（堀田） 日程第9、報告第2号 専決処分の報告についてから日程第12、報告第5号 専決処分の報告についてまでの4件を一括して行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第2号から報告第5号 専決処分の報告について、一括して報告をさせていただきます。

第1回臨時会で行政報告をいたしました公用車の交通事故及び先ほど行政報告をいたしました公用車の交通事故に伴います損害賠償の額及び執行に要する予算について専決処分をしたものでありまして、報告をいたします。

まず、議案書1ページであります。

報告第2号についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページであります。

専決処分書であります。

事故の相手方、事故の概要及び和解の内容、損害賠償金については、記載のとおりであります。

自動車事故による損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分したものであります。

次のページをお願いいたします。

報告第3号についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

記といたしまして、平成29年度広尾町一般会計補正予算（第9号）であります。

次のページの専決処分書であります。地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

専決処分の理由についてであります。自動車事故による損害賠償の額を定めたことに伴い、当該損害賠償等の執行に要する予算を計上することにつき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成30年2月7日であります。

次のページの平成29年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ7万6,000円を追加し、75億8,683万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

6ページの第1表をお願いいたします。

この事故の過失割合であります。停車中の車両に対する事故でありますので、町側が10、相手側がゼロであります。

最初に、歳入の関係であります。

19款5項雑入の追加であります。町有自動車共済金7万6,000円を計上するものであります。

次に、歳出であります。7款1項土木管理費の車両費、22節自動車事故損害賠償金に7万6,000

円を計上するものであります。

続きまして、議案書 8 ページの報告第 4 号についてであります。

地方自治法第180条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

事故の相手方、事故の概要及び和解の内容、損害賠償金につきましては、記載のとおりであります。

自動車事故による損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分をしたものであります。

次のページの報告第 5 号についてであります。

地方自治法第180条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

記といたしまして、平成29年度広尾町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

次のページの専決処分書であります。地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

平成29年度広尾町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

専決処分の理由であります。自動車事故による損害賠償の額を定めたことに伴い、当該損害賠償等の執行に要する予算を計上することにつき、地方自治法第180条第 1 項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成30年 2 月15日であります。

次のページの平成29年度広尾町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

第 1 条は、予算の総額にそれぞれ37万円を追加し、75億8,720万9,000円とするものであります。

第 2 項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次の13ページの第 1 表をお願いいたします。

過失割合でありますけれども、停車中の車両に対する事故でありまして、町側が10、相手側がゼロであります。

歳入であります。19款 5 項雑入の追加であります。町有自動車共済金37万円を計上するものであります。

次に、歳出であります。7 款 2 項道路橋りょう費の道路橋りょう維持費、22節自動車事故損害賠償金に37万円を計上するものであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告第 2 号から第 5 号、専決処分の報告を終わります。

◎日程第 13 議案第 12 号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第12号 広尾町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事

項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第12号 広尾町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

介護保険法の改正により、これまで都道府県が行っていた指定居宅介護支援事業者の指定等は、平成30年4月から市町村が実施することとされたことから、本条例を制定するものであります。

条例の内容は、これまで道により定められていたものと同様に、指定居宅介護支援事業者に対し、町として事業者の指定に関する必要な事項並びに事業の人員及び運営に関する基準を定めることとなっております。

詳細につきましては、担当課長から補足説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） それでは、補足説明させていただきます。

恐れ入ります。議案資料のほうをお開きいただきたいと思います。

議案資料1ページをお願いいたします。

資料の1ページ上段、条例制定の背景であります。

先ほど町長も申し上げましたが、法改正に伴うものでございます。高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、町が支援するための機能強化を図るため、事業者の指定権限が北海道から移譲されることとなりました。これに伴いまして、このたび条例制定が必要となったものでございます。

条例の内容であります。

資料のほう、重立ったものを掲載しております。

第1章の総則であります。

条例につきましては第1条でありまして、議案書の15ページから16ページとなっております。

内容であります。条例の趣旨を明らかにするものでありまして、法の規定に基づきまして、事業者の指定のために町が条例で定める必要がある事項、また、その根拠となる規定を明らかにしたものであります。

次に、第2章の指定居宅介護支援事業者の指定であります。

条例につきましては第2条、議案書の16ページとなっております。こちら括弧書きの見出し「指定居宅介護支援事業者の指定をしてはならない場合」となっておりますが、法の規定上、町の条例

で定めがなければ指定をしてはならないとなっておりますことから、このような見出しとなっております。

内容でございます。条例で法人と定めることで、指定する事業者の資格を明らかにしたものでございます。

次に、第3章の指定居宅介護支援の事業の基本方針であります。

条例につきましては、第3条であります。

利用者に対する配慮、サービス事業者に対しての中立性、公平性の確保、町をはじめとする関係機関との連携に当たっての努力規定などを定めたものであります。

次に、第4章、指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準であります。

議案書につきましては、17ページの第4条、第5条であります。

第4条につきましては、事業所に必要となる従業者数、また、第5条では管理者の設置及び資格要件等を定めたものであります。

次に、第5章、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準であります。

議案書17ページ下段の第6条から30ページの第31条までになります。

この中の第6条から20ページの第11条につきましては、サービス事業者の利用者に対する責務、また、法に基づき従わなければならない基準、参酌すべき基準を定めたものであります。

同じく20ページ、第12条及び第13条であります。

これらにつきましては、サービスの利用に係る費用につきまして、利用料と給付費に関する事項を定めたものであります。

隣、21ページ、第14条から26ページの第18条の関係であります。資料につきましては、2ページの上のほうになります。

指定居宅介護支援事業所が支援を行うに当たりまして必要となる基本方針、介護支援専門員の責務、また、町並びに利用者に対しまして報告すべき事項等を定めたものであります。

次に、26ページの下段、第19条から27ページの第23条までにつきましては、指定居宅介護支援事業所が事業を行うに当たりまして定める必要があります事項を定めたものであります。管理者の責務、また、事業所の運営に当たる規定につきましてを定めたものであります。

27ページ下段、第24条から29ページの第29条につきましては、指定居宅介護支援事業所が事業を実施する上での遵守すべき事項、また、禁止事項を定めたものであります。

30条及び議案の30ページ、第31条につきましては、事業者としての会計、また、経理の区分を明確化、また、記録の整備を義務づけするための規定を設けたものであります。

次に、第6章、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準であります。

議案書30ページの下段のほうになります。

32条、資料につきましては2ページのほうになっております。基準該当居宅介護支援の事業の基準を定めるものであります。

内容といたしましては、第3章から第5章までの規定につきましての準用規定を定めたものであります。

次に、附則の関係であります。

附則につきましては、施行期日につきまして、平成30年4月1日からとするものであります。

ただし書きの部分がございます。

31ページになりますが、第15条の関係であります。法の改正に伴いまして、省令が改正されてあります。一部改正省令での施行期日、この部分につきまして、平成30年10月1日からとなっていることから同様の規定を設けております。

31ページの経過措置の部分であります。

第5条で定めております管理者の要件につきまして、一部改正省令の附則に準じまして経過措置を設けたものであります。

平成33年3月31日までの間につきましては、介護支援専門員について管理者とすることができるものと定めたものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第12号 広尾町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号

1、議長（堀田） 日程第14、議案第13号 広尾町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第13号 広尾町課設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、第5次行政改革の取り組みの一つとして、簡素で効率的な町民にわかりやすい組織機構への見直しを図るものであります。

お手元の議案資料3ページをお願いいたします。

本町では、平成15年度に大幅な機構改革を実施して以来、既に15年が経過いたしました。この間、社会情勢の変化等に応じて組織の一部見直しを実施してまいりましたが、現実的には課長職、係長職の兼務が発生している実態にあります。行革大綱では今後も厳正な定員管理により職員数の抑制に努めることとしており、限られた職員数でより効率的に機能する組織へとスリム化を図るとともに、多様化する住民ニーズに適切に対応できるよう組織の見直しを実施するものであります。

資料の3ページであります、主な改正点であります。

(1)の課の再編についてであります。

1つ目は、税務課と住民課を統合し、住民課とするものであります。

②の2つ目ですが、建設課と上下水道課を統合し、建設水道課とするものであります。

(2)の各課の分掌事務の整理については、実態に照らして見直すものであります。あわせて、係についても別途規則の改正を行い、現在の26課68係から24課56係に再編したいと考えております。

資料の4ページから再編の全体像を載せてありますので、後ほどご確認をいただければと思います。

また、本改正に伴い改正の必要が生じる関連条例4本についても、附則の中で改正を行い、平成30年4月1日から新たな組織体制でスタートしたいとするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） ただいま課の設置条例の一部改正があつて、それぞれ建設課と上下水道課の統合、税務課と住民課の統合がありましたけれども、まず、建設課と上下水道課については、この1年間、いわゆる同一課長が兼務という形でやってきましたけれども、とりわけ近年のこの異常気象といいますか、そういった意味では、今般の冬の豪雪も含めて、あるいは夏の暴風あるいは豪雨、そういった被害というのは、ある意味、水道課においても、あるいは建設課においても共通する部分ではないかというふうに思います。

そういった中で、とりわけ夏の豪雨については、昼夜あるいは土日にかかわらず、それぞれの現場に赴くというような形になりますし、また、冬においても、こういった豪雪については、それぞれ、特に水道については水源地ですとか配水池、そういった管理の部分が多岐にわたる、そういった状況であるかと思いますが、この1年間、そういった災害等における管理職等の時間外について、どのような形で把握をされているのか、それについてご説明いただきたいと思います。

また、税務課と住民課の統一でありますけれども、これについても、とりわけ税務課については

税の滞納整理機構に毎年度10件から12件預けて、徴収業務に当たっておりますけれども、再三言われておりますけれども、滞納者に対する納税相談、税務相談、そういったものについて親身になって取り組むという部分では、従前から税務課長の職務、職責というのは非常に重要な部分だったというふうに思いますけれども、今後の統合によってそういった部分が十分対応できなくなる懸念があるのではないかとというふうに危惧いたしますけれども、その点について理事者のほうからご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

田中副町長。

1、副町長（田中） 建設課長と上下水道課長に係ります災害等の主な時間外の把握ということでの質問であります。

まず、建設課長につきましては、主に災害出動等に係るものでございまして、昨年においては9月の台風災害における時間外が発生しております。約11時間程度の災害の対応ということでもあります。

また、上下水道課長でありますけれども、主にこれも災害の対応でありますけれども、水道課におきましては、前崎議員おっしゃられましたように、配水池の異常の警報ですとか、そういったことへの対応が主なものでありまして、災害といいましても大きなもの小さなものありますけれども、落雷ですとか、小さいものではそういったことでも対応が出てくるものですから、随時行っている状況であるということでもあります。

今回、建設課と上下水道課の統合の関係の条例提案をさせていただいておりますけれども、1年間、兼務体制をしかせていただいております。そういった中で、町民生活や町民サービスの低下に大きくつながるものではないというような判断、そして職員個々に関しましても、過度に負担を強いるようなものではないということでの提案とさせていただいております。

また、2点目の住民課と税務課の関係であります。

住民課につきましては、ご承知のとおり、所管しております住民情報あるいは国保税の賦課の関係と税務課が所管をしております税金の賦課徴収、これは非常に密接な関係があるということでございます。そういったことの理由も含めまして、今回、統合についての提案をさせていただいております。

議員からご指摘ありました滞納者への丁寧な納税相談等々含めまして、町民サービスに支障のないよう統合に当たって十分に配慮させていただいた上で進めたいというふうに考えておりますので、

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 前崎茂議員。

1、4番（前崎） 今まさに国会でも働き方改革が論戦中でありますけれども、水道課の部分で言えば、以前は水道事業管理者がいて、なおかつ水道、下水道、それぞれに課長がいたという形で進められてきた経緯もありますけれども、それが今、一つの課長で業務を行っている。

課の統廃合とか、そういった部分については、確かにメリットもあるかと思いますが、1つには職員の労働時間の把握といいますか、そういったものとあわせて職員の健康管理、これをどう管理していくか、守っていくかということが第一義にあると思います。

また、先ほども触れましたけれども、住民サービスの低下、これを及ぼさない、そういった体制をきちんと構築する必要があるかと思います。

いずれにいたしましても、いわゆる一般通常業務等を含めて、今言った建設課あるいは水道課については、災害時の緊急業務といいますか、そういったものを総合的に判断されて、これからも進めていかなければならないと思うのですけれども、今言った一つの職員の時間外労働と健康管理、それから住民サービスの低下を来さないという部分で、今後についての方策についてもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 今、議員からご指摘のありましたとおり、職員の労働管理、そして健康管理、住民サービスの低下について、そういったことのないように十分配慮した上で進めてまいりたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第13号 広尾町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号

1、議長（堀田） 日程第15、議案第14号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第14号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、第5次広尾町行政改革大綱に基づき、本町の法人町民税均等割の税率を改正するものがあります。

本町は、これまで法人町民税の均等割の額を標準税率としてまいりましたけれども、改正によりまして標準の1.2倍の額である制限税率を採用するものであります。法人町民税の均等割は十勝管内でも15町村が標準の1.2倍の額である制限税率を採用しておりまして、全道的にも制限税率の採用市町村が7割以上であるという実態も勘案いたしまして、行政改革において検討したものであります。

議案資料13ページに新旧対照表をつけているところでありまして、改正前とその後の均等割の額をお示ししているところであります。

なお、施行期日でありますけれども、周知期間を見込んで、平成30年10月1日から施行したいとするものであります。

よろしくお願いをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第14号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第15号～日程第17 議案第16号

1、議長（堀田） 日程第16、議案第15号 広尾町企業立地促進等に係る同意集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第17、議案第16号 広尾町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第15号 広尾町企業立地促進等に係る同意集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第16号 広尾町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について、一括して提案理由を申し上げます。

議案書35ページから38ページであります。

本案2件は、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」が「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改正されたことに伴い、引用する条例の題名及び条文をそれぞれ改正するものであります。

議案第15号についてであります。

資料のほうは、17ページからであります。

引用する法律名、条項等を整理するほか、改めて課税免除の決定及び取り消しに関する条項を加えております。

次に、議案第16号についてであります。

資料については、20ページであります。

法律の題名が改正され、規定の条項にずれが生じたため、条例の題名及び第1条において引用条文を改正するものであります。

なお、施行日につきましては、いずれも公布の日から施行するとするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、先ほど日程第17、議案第16号のところの条例で、第10条第1項の規定に基づく、私「基準」と申し上げましたが、「準則」の誤りであります。おわびをもちまして訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。議案第15号 広尾町企業立地促進等に係る同意集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第16号 広尾町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を

定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して討論、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号と議案第16号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第15号 広尾町企業立地促進等に係る同意集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第16号 広尾町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第17号

1、議長(堀田) 日程第18、議案第17号 広尾町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第17号 広尾町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

国保の運営につきましては、平成30年度から北海道が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、中心的な役割を担うことになりました。この国保の都道府県化に伴い、本町から道に国保事業納付金を納めることとなりますが、本案については予期しない納付増や保険税の収納不足により納付金を納めるための財源に不足が生じた場合、積立金の処分を可能とするため、「納付金等の支払いに不足が生じたとき。」、これを追加するものであります。

この条例は公布の日から施行したいとするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第17号 広尾町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第18号

1、議長(堀田) 日程第19、議案第18号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第18号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料22ページ、あわせてお開きをお願いいたします。

本案は、介護保険法第129条に基づき、平成30年度から3年間の介護保険料の基準額を前3年間と同額の5万2,800円、月額4,400円にするものであります。

議案資料の22ページにそれぞれ表がございまして、中ほどの第5段階、これが基準額となっております。

また、保険料率の特例措置、低所得者に対する公費負担軽減についても、引き続き定めるものであります。

保険料の算定等を含めた本町の介護保険事業計画の策定に当たりまして、広尾町高齢者保健福祉計画並びに広尾町介護保険事業計画運営推進委員会においてご審議をいただいているところであります。

詳細につきましては、担当課長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) 次に、補足説明をさせます。

山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） それでは、補足説明をさせていただきます。

資料の22ページ、ごらんいただきたいと思います。

第7期の計画期間におけます保険料の基準額及び負担割合を整理した表でございます。

基準額の部分、先ほど町長申し上げました第5段階の部分、真ん中あたり、第5段階の部分でございます。年額5万2,800円、月額で4,400円、こちらにつきまして第6期計画と同額で据え置きとなっております。

負担割合の関係でございますが、今回の法改正におきまして、国が示す負担割合につきましては変更がございませんでした。表の網かけとなっております部分がございます。国で示しております負担割合とは別に町で定めている部分がございます。また、町で定めております負担割合につきましても、第6期計画から変更がございません。したがって、保険料の年額の部分、こちらにつきまして全ての段階で同額で据え置きとなっているものでございます。

資料の次のページ、23ページをお願いいたします。

条例改正の新旧対照表でございます。

下線部改正部分であります。

第3条第1項につきましては、平成30年度から32年度までの第7期の介護保険事業計画期間におけます保険料率を定めた改正でございます。同条の第2項であります。1項と同様に保険料率の改定規定のほか、介護保険法の施行令の一部改正に合わせまして、文言を改めているものでございます。

次に、附則であります。

第6条第6項の追加、第7項の改正につきましては、平成27年度から29年度までの保険料の経過措置の規定でございます。

また、30年度から32年度までの期間におけます保険料率の特例、町で定める部分でございます。附則の第16条と第17条に追加をしたものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 今回については改定がないということでありますけれども、前段の介護保険事業計画の中で繰越金が29年度末で5,292万2,000円という形で説明がありましたけれども、26年度末ではその繰越金額が3,192万円であったものが約2,000万円ぐらい基金が伸びているのですけれども、通常この第7期においても大体毎年度1,200～1,300万円ずつ基金が減るという形で計画をされておりますけれども、この間、2,000万円超の基金が増えた要因というのは何なのか、これについてご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） 前回、平成26年度時点からの基金の残額、増加している部分でございます。通常で一般的に考えられるのが、給付費の減。平成26年度時点より現在におきまして介護度の重い方、こちら側が減少している部分がございます。そういった意味合いで、全体的に介護給付費、減少している部分もございます。そういった要因もございます。

また、第6期の計画で新規事業所の部分、見込んでいる部分もございました。そういった部分の積み重ねがありまして、基金の部分で少しずつ増額となっているというふうに考えてございます。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第18号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第19号

1、議長（堀田） 日程第20、議案第19号 広尾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第19号 広尾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法・関係法令の改正に伴い、定員18名以下の小規模な通所介護が地域密着型通所介護として新たに指定されたことを受け、本条例に地域密着型通所介護の基本方針を加えるものであります。

本日、行政報告をさせていただきました第7期広尾町高齢者保健福祉計画、広尾町介護保険事業計画においても、新たに地域密着型通所介護事業所の開設を登載したところであります。

よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第19号 広尾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第20号

1、議長（堀田） 日程第21、議案第20号 広尾町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第20号 広尾町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法の改正に伴い、本条例における法律の引用条項を追加し、整理をするものであります。

よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第20号 広尾町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第21号

1、議長（堀田） 日程第22、議案第21号 広尾町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第21号 広尾町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正及び国保の都道府県単位化に伴う改正であります。

1点目につきましては、条文の整理でありまして、「国民健康保険運営協議会」を「広尾町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に名称を改めるものであります。

2点目といたしましては、北海道で葬祭費を3万円で統一することから、「2万円」を「3万円」に改正するものであります。

附則であります。この条例は、平成30年4月1日から施行し、平成30年3月31日以前の死亡に係る葬祭費の支給は、なお従前の例によるものとしてあります。

よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第21号 広尾町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第22号

1、議長（堀田） 日程第23、議案第22号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第22号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

平成30年度から国保運営を北海道が担うこととなり、道が市町村ごとの納付金を決定し、納付金を納めるために必要な標準保険税率を示すこととなります。本案は、その標準保険税率を参考として保険税率の改正を行うものであり、また、条文の整理もあわせて行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） それでは、補足説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正の1点目につきましては、「国民健康保険事業納付金」という文言を追加するものであります。

議案資料34ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表でございます。

左の改正部分です。第2条第1項第1号に行きまして基礎課税額、第2号で後期高齢者支援金等課税額、第3号で介護納付金課税額を、それぞれ国民健康保険事業納付金として1号から3号まで条文を整理するものでございます。

2点目ですが、北海道が示した広尾町の標準的な保険税率を参考といたしまして、平成30年度の国保税の税率改正を行いたいとするものでございます。5年間をかけまして、段階的に改正していきたいとするものでございます。

議案資料の28ページをごらんいただきたいと思います。

国保事業納付金算定の概要でございます。平成30年度の予算見込みでご説明したいと思います。

図の白抜き金額が広尾町となります。北海道全体の保険給付費が図の上で5,012億円となりまして、左下の納付金基礎額が1,548億円となり、広尾町の額は白抜き部分の2億8,475万6,000

円となります。そして、その金額から激変緩和部分を差し引いた金額が納付金となりまして、北海道へ納める額となります。広尾町は激変緩和分がありませんので、右に移りまして、2億8,475万6,000円が北海道へ納める納付金額となります。その金額から市町村別の例えば健康づくりの費用、それから国、道からの交付金、それらの歳入歳出を計算した金額を市町村別の歳入として差し引きします。広尾町では、個別の歳入歳出を計算した結果、個別の歳入として3,213万4,000円となりまして、2億5,262万2,000円が実際に収納しなければならない収納必要額となります。

次に、この収納必要額に予定収納率で割った金額が保険税となります。過去3か年度分の収納率の平均となりますが、広尾町では96.8%程度になります。ただし、広尾町は予定収納率を100%として計算します。保険税を2億5,262万2,000円としたいと考えております。これは納税者の公平性を確保することによるものでございます。そして、実際に広尾町で設定した保険税率で賦課する賦課総額は2億1,819万2,000円となりまして、実際に賦課徴収する金額となります。いわゆる調定額となります。保険税との差額3,443万円につきましては、基盤安定負担金などで補填するものでございます。

さらに、実際に広尾町で国保税として収納できる金額、予算上の金額です。平均収納率で見込みます。2億1,120万7,000円となりまして、不足分698万5,000円につきましては、一般会計繰入金で補填するものでございます。

続きまして、議案資料の29ページをごらんいただきたいと思います。

広尾町の激変緩和と保険税率の伸びになります。平成9年度のグラフにありますように、広尾町は、本来、保険税として徴収すべき額を被保険者の負担を低く抑えるために、赤字繰り入れを行っております。この赤字繰り入れにつきましては、激変緩和の対象外となっております。この赤字繰り入れにつきましては平成31年度以降は、試算ではありますが、平成34年度までの5年間で赤字解消分として段階的に解消、削減しようとするものでございます。

議案資料の30ページをごらんいただきたいと思います。

左上の表でございます。保険税率でございます。

所得割の医療分（基礎課税額）で現行で6.83%、支援分（後期高齢者支援金等課税額）2.31%、介護分（介護納付金課税額）0.69%、合計で9.83%です。現行が9.83%です。これを、右上になりますが、医療分で6.9%、支援分で2.32%、介護分で0.91%、合計10.13%として改正したいとするものでございます。率にしまして3%の増となります。

左上、中段の現行率の均等割です。医療分が2万4,000円、支援分が7,000円、介護分が5,900円です。合計3万6,900円、これを右上の中段医療分2万4,500円、支援分7,300円、介護分6,500円、合計3万8,300円に改正したいとするものでございます。金額で1,400円、率にして3.8%の増となります。

左上、下段の現行税率の平等割です。医療分が2万7,000円、支援分が8,000円、介護分が3,700円です。合計3万8,700円、これを右上、下段、医療分2万5,300円、支援分7,600円、介護分3,800円、合計3万6,700円に改正したいとするものでございます。金額にして2,000円、率にして5.2%の減となります。

また、議案資料37ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表になりますが、第5条の2、第7条の3になりますが、平等割の医療分、支援分につきましては、特定世帯、これは2人世帯で1人が後期高齢者へ移行し、もう一人が国保に残った世帯のことなのですが、この世帯については5年間、2分の1を軽減する激変緩和措置が設けられています。また、特定継続世帯、激変緩和措置延長後3年間について4分の1を軽減することがあります。これもあわせて改正するものでございます。

議案資料の30ページにお戻りいただきたいと思います。

税率の改正案をモデル世帯でご説明したいと思います。

表の真ん中、単身世帯の年金収入の場合ですが、左の表の現行に対しまして、右側の表の改正案ですが、金額にして400円の減から900円の増、率にしまして2%の減から0.3%の増となります。

議案資料の31ページをお願いいたします。

表の2段目の夫婦2人、子供2人の4人世帯の場合ですが、現行に比較しまして、改正案になりますが、金額で700円から1万8,000円の増、率にしまして、1.3%から2.6%の増となります。

今回の保険税の見直しでは、所得の高い方に比較して所得の低い方に負担がかからない改正となっております。また、単身世帯で年金収入のみの軽減世帯の方については、負担額が現行に比べて減ることとなります。

議案資料の33ページをお願いいたします。

平成30年度国民健康保険税の税率改正による試算比較でございます。

左側の基礎課税額（医療分）では①の改正後の算出額2億2,231万3,000円、②の軽減被保数の軽減額1,415万8,000円、③の軽減世帯数の軽減額951万6,000円、④の限度超過額4,595万8,000円です。①から②、③、④を差し引いた課税額計が1億5,268万1,000円となり、現行と比較しまして11万8,000円の増となります。

表の真ん中の後期高齢者支援金等課税額（支援分）でございます。表の下の課税額計が改正後5,003万8,000円、現行の4,983万3,000円と比較いたしまして20万5,000円の増となります。

表の右側、介護納付金課税額（介護分）では、表の下の課税額の計が改正後1,547万3,000円、現行1,304万4,000円と比較しまして242万9,000円の増となります。

今回の保険税率の改正によりまして、保険税が275万2,000円の増になると試算しております。

以上、補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 本年4月から、いわゆる国保の都道府県化ということで北海道が国保運営を担うこととなりますけれども、北海道としても市町村に対して、2024年度、6年後を目標に保険料の水準の統一を目指すとして、市町村にそういった通知をしているところでありますけれども、一つ

の目標としては赤字解消を行わないと、解消することを目途としておりますけれども、例えば今まで広尾町の国保については、法定繰り入れ、法定外繰り入れ、それと赤字繰り入れと3つのパターンで、それぞれ一般会計から繰り入れをしてきております。例えば平成27年度においては、赤字繰り入れが7,526万4,000円、合わせて1億9,000万円、それから平成28年度が赤字繰り入れが3,751万4,000円、合わせて総体の一般会計からの繰り入れが1億5,000万円。それと、今回の平成29年度、これは補正提案されて見込額で試算しますと、赤字繰り入れが7,103万円になりまして、総体の一般会計繰入金金の状況が2億1,010万2,000円になりますけれども、この平成30年度の予算における法定、法定外以外のいわゆる赤字繰入金、この額は幾らで算定しているのか、これについてご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 平成30年の当初予算でございます。法定繰入金が8,649万円、法定外繰入金が2,592万5,000円、赤字繰入金が435万6,000円となっております。

以上でございます。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） ただいまの説明では、例えば平成29年度の赤字繰入金が7,103万円に対して、30年度の予算見込みについては435万6,000円と、15分の1、16分の1のいわゆる一般会計からの赤字繰り入れということで極端に減っているわけであります。

先ほどの説明の中で、道が示した納付金のシミュレーションの中で、保険税の収納率を掛けたものを納付できるということでありまして、広尾町は96.8%の収納実績に対して100%の試算をしているということは、この3.2%の差額というのは、ほかの被保険者がその未納分をかぶるという形になりますから、二重負担を強いるということになると思うのですね。従前も、当然、会計原則として歳入実績でもって予算編成いたしますけれども、これの不足分については、当然、一般会計からの繰り入れという形で補填しましたけれども、今回はこの部分を被保険者に、さっきもこれ自分たちの課税のほかに未納分まで負担をするというような算定しておりますけれども、これは道議会の中でも、そういった100%ではなくて、この未納分については一般会計の繰り入れを認めるというようなことも説明されておりますけれども、これはやはり被保険者に非常に過重な負担を強いるということになると思うのですね。

実際、今回の引き上げ幅は小さいですけれども、毎年、均等に引き上げするという形で、5年後には2桁の上昇率になるわけですが、この国保税率、例えば今まで改定してきておりません。これ、さかのぼって調べましたら、平成12年、いわゆる介護保険制度がスタートした時点で現行の所得割の税率ですとか均等割、平等割を改定して以来18年間、国保税の税率については改定をしてきていないわけですが、一般的な国保税というのは、所得に対する重税感といいますか、そ

ういった意味では担税能力の限界という形で、こういった今まで引き上げてこなかったものを今後5年間毎年引き上げるということについては、いわゆる都道府県化によって保険税が逆に引き上げられたと。その中身も、一般会計の繰り入れを極端に減らしたためによるものだというふうに思うわけでありますけれども、例えば先ほど言いましたように、30年度の予算の中で430万円程度、一般会計繰り入れを見込んでおりますけれども、これを仮に今回の引き上げの改定の部分で、改定しなくてもいいボーダーラインといいますか、あと幾ら一般会計の繰り入れをすればこの引き上げをしなくても済むのかということについてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 前段の収納率の関係でございますが、広尾町は保険税の収納率は100%と見ておりまして、北海道の標準保険税率から比べれば、広尾町の保険税率は幾分低くなっているように思います。ただ、特会でございますので、収入として96.8%の収納率で予算を見込んでいるということになりますので、よろしくお願いいたします。

それと、赤字繰り入れについてなのですが、国保会計の一般会計での繰り入れですが、ルール分で財源の裏づけのある法定内繰り入れ、それから財源の裏づけはないけれども、町長の施策として繰り入れている法定外繰り入れがあります。これらの法定繰り入れ、法定外繰り入れについて引き続き行っていくものでございます。法定内繰り入れ、法定外繰り入れ、そのどちらにも当てはまらない繰り入れについて赤字繰り入れとして解消、削減を図っていくとするものでございまして、ボーダーラインは特に定めておりませんで、限りなく赤字解消を図っていききたいとするものでございます。

広尾町は、過去から国保の被保険者の保険税の負担を低く抑えるために赤字繰り入れを行ってまいりました。平成19年度から平成28年度まで10年間で4億5,490万円、1年間で平均4,550万円程度、赤字繰り入れをしております。本町の厳しい財政状況の中、何とかしてこの赤字繰り入れの削減、解消を5年間で図っていききたいとするものでございます。

よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 質問にちょっと答えていないものだから、再度。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 繰り入れなのですが、現在、赤字繰り入れが435万6,000円ありますので、その部分があれば赤字繰り入れはないものと思います。

（「違う、違う」の声あり）

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午後 1時48分 休憩

午後 1時48分 再開

再開します。

休憩します。

午後 1時48分 休憩

午後 2時05分 再開

再開します。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 大変失礼をいたしました。

ボーダーラインについては280万円程度でございます。

よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 今回、数字的には引き上げ幅は少ないのですが、先ほど言ったように、5年間毎年引き上げていくというような中で、30年度の予算における赤字繰り上げが430万円程度、これをあと280万円追加すれば、今回の引き上げをしなくて済むと。合わせると710万円程度の赤字繰り入れでもって引き上げをしなくて済むという内容でありますけれども、先ほど介護保険料の部分で基金が5,290万円ということで据え置きましたけれども、逆に引き下げできるくらいの基金の積み立てだというふうに思うのですけれども、今回の国保については、例えば29年度の決算見込みで約7,100万円の赤字繰り入れをしていると。それから見ると、30年度の予算見込みでは、この1割の710万円程度で保険税の引き上げをしなくて済むという内容になっております。

とりわけ1人世帯については、今後、平等割が安くなりますので、軽減される形になりますけれども、いわゆる多子世帯、被保険者の多い世帯においては、均等割が上がることによって増額の割合が増えると。とりわけ低所得者の担税割合が増えるという形になりますけれども、この点について、あと280万円追加すれば、引き上げをしなくて済むという内容でありますから、その点について理事者として、まず冒頭申し上げましたように、国保税の担税能力が限界に来ているということを考えると、そういった選択肢も必要ではなかったかというふうに思いますけれども、その点についてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 今、前崎議員からのご質問であります。

あと280万円というお話でありますけれども、この関係につきましては議員さんもおっしゃっておりますとおり、5年間をかけて引き上げをするという内容の提案でございまして、この国保税の見直し案、北海道が示す標準保険税率を参考に引き上げを5年間かけて行っていくという内容の、30年度についてはその1年目ということであります。

今お話のありました280万円を足せば赤字分と合わせて700数十万円で引き上げを行わなくてもというお話でありますけれども、これは前からお話をさせていただいている部分になりますけれども、今年、平成30年度におきましては、行政改革の初年度の年ということであります。ほかの行政改革の部分につきましても、着実な実行をしていくということで、町長の執行方針の中でも説明をさせていただきました。5年間をかけて今、見直しをかけていく中で、その率についても今後必要であれば、毎年示される納付金を見きわめた上で見直しをしていくということは考えられることだと思いますけれども、現状において280万円を足した分で上げなくてもいいのではないかというご質問に対しては、この提案の内容をもって条例提案をさせていただきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） ほかに。

11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 都道府県化になるということでの今回の改正なのですが、この国保制度について言えば、被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず、保険税が高いという、この構造的な問題というのは、何ら変わっていないのです。ただ今回、都道府県化になったということでの変化なのですが、このことについては国会でも、それから道議会でも、すごくやっぱりみんな大きな問題だということで、審議をしています。国保の赤字の原因というのは、国保に対する国の負担割合を減らしてきたというところに一番の問題がありますし、地方単独事業に対してペナルティを科してきたとか、こういうところに大きな問題があるのです。ですから、道議会でも国の責任で国保制度を維持するようにするべきだと。道としても国にそのことをきちんと言うべきではないかということを質問しています。

それに対して、知事は何と言っているかという、実情に応じた年次設定となるよう助言する。先ほどから課長も、それから副町長も5年かけて引き上げをしていくのだというふうに言っていますけれども、知事は、この5年とか6年に限らないという答弁を道議会の中でもしているのです。それだけ国保の負担が大変だということをわかっているということではないかなと思うのです。

知事はさらに、赤字解消のための法定外繰り入れなど必要な措置を行う市町村もあると考えていると、そういうふうに答えてもいるのです。ですから、何が何でもこの5年間で町村が、町民の皆

さんに負担をお願いして、赤字を解消しないとならないのだということにはならないと。それは余りにも苛酷なのだということを国も道もわかった上でやっているのではないかと思うのですが、その点については道議会のやりとりですとか、国会でも同じようなやりとりがされていますけれども、広尾町はそれと違うのだという何か根拠といたしますか、そういうものがあるのかどうか、説明をお願いします。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） ご説明いたします。

今回の納付金の算定に当たりまして、激変緩和という考えがございまして、前年度に比較しまして2%を上回らない、これが大きな前提になっているところでございます。

今回、広尾町におきましても、標準世帯で先ほど見ましたけれども、最高で2.3%ですとか、多くて3%程度になってございます。これは赤字解消した数字でございまして、1人当たりで2%なのですけれども、調査では、標準世帯でいきますと5%程度に抑えなさいという目標がございまして、今回、激変緩和によらない5%以下の、最高で3%という上げ率におさまっていると思いますので、上げること自体は上がるのですけれども、何とか激変を緩和した形で上げることになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） それと、均等割のことなのですけれども、会社員などが加入する被用者保険の保険料というのは、子供の人数に影響されないのです。子どもが何人いようが、それはカウントされません。でも、国保の場合には子供であっても何人いるかによってカウントされるということで、これは子育て支援に逆行するということで、減免に踏み出す自治体が増えてきているということをご存じでしょうか。

私は、こういうふうこれからますます負担が大変になっていくというときに、国保の枠だけで考えるのではなくて、そういう支援をしたら国保の負担を軽くできると、そういう動きも出ているということをやっぱり学ぶべきではないかと思うのですけれども、そういうことを検討するというお考えはありますか、ないですか。お聞きします。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 大変申しわけありませんけれども、制度として急激に収入を失ったときの制度はありますけれども、今回の制度に関する緩和というのですか、そういうのはないところでございます。広尾町としては持っていないところでございます。

以上です。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 国として緩和をとということではなくて、国保税の税率を決めるときに、子どもが2人いた世帯、3人いた世帯ということで、均等割が高くなりますよね。そこを子どもの均等割は人数に関係なく定めるとか、そういうふうになっている自治体も出てきているのです、現実には。そういうことも、今、子育て支援ということを町長の執行方針の中でも言われましたけれども、考えていくときではないですかということを、町長なり副町長なりにそういう考え方を持てないかどうかお聞きをします。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 大変勉強不足で申しわけありません。今、旗手議員がおっしゃったような均等割の部分、当然人数に応じてかかるものでありますから、子育て世代、子どもが多い世帯等々についてはその分大きくなるということでございます。そういった部分ご存じかということでありますけれども、大変勉強不足でありますけれども、承知していないところでありました。

今後の研究課題として今賜りましたご意見につきましては、十分に検討させていただきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより議案第22号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 議案第22号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論を行います。

国民健康保険は、4月から道が運営の責任主体となる都道府県化に移行することになりました。新制度は、被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず、保険税が高いという構造問題は何も変わっていません。国も道も新制度による急激な値上げはまずいということから激変緩和措置を求めています。

質疑の中で、赤字繰入金を280万円追加すれば引き上げしなくて済むことも明らかになりました。平成29年度見込み7,100万円、平成28年度3,750万円繰り入れしていたことから見ると、十分可能な

金額であると思います。子どもの均等割の減免など、ほかの自治体の工夫なども取り入れるなど、早急に検討するべきだと思います。

広尾町は、新制度になっても賦課徴収の権限を有しています。町民の目線に立った施策、対応が求められることから、本提案に反対します。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番、山谷照夫議員、登壇願います。

1、6番（山谷） 私は、本案に賛成の立場で討論いたします。

今回の保険税の見直しは、低所得者に負担がかからない改正となっております。

また、単身世帯で年金収入のみの軽減世帯については、負担額が現行に比べて減ることとなります。

本町は厳しい財政状況にありながら、被保険者の負担を低く抑えるため、過去から赤字繰り入れを行ってまいりました。保険税の見直しについて大変心苦しいところではありますが、やむを得ないものと考え、本案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第22号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第23号

1、議長（堀田） 日程第24、議案第23号 広尾町観光案内所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第23号 広尾町観光案内所設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本町の観光案内所は、平成12年まで鉄道記念館内に設置していましたが、町外旅行者の方が利用しやすいように、平成13年から2年間、本通商店街の空き家スペースを活用し、平成15年から3年間はシーサイドパーク広尾内にあるログハウス「サンタハウス」を観光物産販売所としておりました。しかし、利用者数が伸びなかったため、平成18年から現在の大丸山森林公園「サンタの家」を

観光案内施設としてきたところであります。

この間、条例上の位置を変更していなかったため、現在の施設の住所に変更をするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第23号 広尾町観光案内所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第24号～日程第33 議案第32号

1、議長（堀田） 日程第25、議案第24号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてから日程第33、議案第32号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第24号から議案第32号まで一括して提案理由を申し上げます。

今回の主な補正内容であります。国民健康保険病院に対する補助金の追加、道営草地整備事業負担金の追加、除雪委託料の追加及び事業確定見込みによる整理を行ったものであります。

議案書51ページからであります。議案第24号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億6,350万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を73億2,370万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると

するものであります。

第2条は、繰越明許費の補正でありまして、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によるとするものであります。

第3条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」によるとするものであります。

第4条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第4表でお示しをするものであります。

第2表の繰越明許費補正の追加であります。

5款1項道営草地整備事業負担金であります。250万円を繰越明許費として設定するものであります。

次に、第3表の債務負担行為補正の追加及び変更であります。

まず、追加でありますけれども、港湾直轄事業負担金であります。国の29年度補正予算により、ゼロ国債事業として整理されたことから、債務負担行為を設定するものであります。

次に、変更であります。

事業の確定により、それぞれの事項について変更を行うものであります。

次に、第4表の地方債補正の変更であります。

限度額の補正変更でありまして、3件それぞれの起債の目的ごとに限度額を変更したいとするものであります。

町債の合計から1億3,210万円を減額し、補正後の合計を5億8,493万9,000円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第25号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ99万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,270万円とするものであります。

第2項につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの歳入であります。

1款1項使用料、3款1項雑入の追加につきましては、港湾施設用地使用料、貨物上屋及び旅客上屋維持管理負担金の確定見込みによる整理のほか、昨年度の暴風被害に伴う過年度建物災害共済金の計上であります。

次に、歳出であります。

1款1項港湾管理費につきましては、事業費の確定見込みによる整理及び一般会計繰出金の追加によるものであります。

2款1項上屋管理費につきましては、事業費の確定見込みによる整理、光熱水費及び燃料費等を追加するものであります。

3款1項公債費につきましては、財源内訳の補正であります。

次に、議案第26号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,022万5,000円を減額し、予算の総額を4億6,559万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。歳入の関係であります。

1款2項負担金から2款2項手数料までは、確定見込みによる追加であります。

3款1項国庫補助金は、事業費確定に伴う減額であります。

4款1項一般会計繰入金については、歳入歳出の調整による一般会計繰入金の減額であります。

6款2項雑入は、更新した古い機器の鉄くずとしての売り払い収入であります。

7款1項町債は、事業費の確定見込みによる減額の整理であります。

次、歳出であります。

1款1項一般管理費につきましては、時間外勤務手当の確定見込みによる減額であります。同款2項施設管理費につきましては、下水終末処理場の燃料費の追加及びボイラーのポンプの修繕料の追加のほか、事業費の確定見込みによる減額の整理であります。

2款1項事業費につきましては、事業の確定に伴い整理を行ったものであります。

3款1項公債費につきましては、財源内訳の補正であります。

次のページであります。

第2表の地方債の補正の変更であります。

公共下水道事業債のほか2件について、事業費の確定によりおのおの限度額を変更するものであります。

町債の合計から1,930万円を減額し、1億3,020万円とするものであります。

次に、議案第27号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2,551万7,000円を減額し、予算の総額を11億4,850万3,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

次のページであります。

主な補正内容であります。

保険給付費の確定見込みに伴う歳入歳出の整理及び事業確定見込みによる整理を行ったものであります。

歳出の10款2項繰出金につきましては、国の特別調整交付金事業による国保病院に対する繰出金

を計上するものであります。

次、68ページの議案第28号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,602万円を減額し、予算の総額を6億8,111万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

次のページの歳入であります。

介護保険料の調定額確定見込み、南十勝介護認定審査会の決算見込み、歳出において保険給付費等の確定見込みによる歳入の整理を行ったものであります。

次に、歳出であります。

事業費及び保険給付費の確定見込みによる整理のほか、介護給付費準備基金積立金を計上しております。

4款2項包括的支援事業・任意事業費につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料の計上であります。

次、71ページの議案第29号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ150万2,000円を減額し、予算の総額を2億5,209万3,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

次のページの歳入であります。

入所者の入院日数の増加と利用日数の減による施設介護サービス収入の減額補正、短期介護サービス収入につきましては、短期の利用者の確定見込みによる追加補正であります。

負担金収入、一般会計繰入金及び雑入は、確定見込みによりおのこの整理を行ったものであります。

歳出でありますけれども、1款1項施設介護サービス事業費につきましては、人事異動に伴う人件費の追加及び事業費の確定見込みによる整理を行ったものであります。同款2項短期介護サービス事業費につきましては、事業費の確定見込みにより整理を行ったものであります。

次に、74ページの議案第30号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ115万9,000円を追加し、予算の総額を1億835万9,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

次のページの主な補正内容であります。保険料の確定見込みに伴い、広域連合への納付金を整理

したものであります。

次に、77ページの議案第31号についてであります。

第1条は、平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

主な補正内容であります、事業費の確定見込みにより、おのこの整理を行ったものであります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります、職員給与費でありまして、974万5,000円を減額するものであります。

第4条は、他会計からの補助金を「471,819千円」に改めるものであります。

次に、78ページの議案第32号についてであります。

平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

第1条は、平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するとするものであります。

主な補正内容であります。

事業費の確定見込みにより、おのこの整理を行ったものであります。

第3条の資本的支出であります。予算第4条本文括弧書き中をおのこの改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するとするものであります。

支出でありますけれども、第1款第2項建設改良費から1,371万5,000円を減額するものであります。

以上で、議案第24号から議案第32号までの補正予算について提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案9件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いいたします。

本会議を休憩します。

午後 2時36分 休憩

午後 2時42分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には志村國昭議員、副委員長には小^こ田^だ英勝議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

あす7日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時42分